

△市長提出議案に対する質疑

◆高木真理議員 議案第51号について、質疑させていただきたいと思います。

本議案は、新市庁舎というキーワードを想起させるセンシティブなタイトルであります。委員会審査に入る前の議案質疑ですので、内容には入らずに入り口の質疑をしたいと思います。

まず、1点目、なぜこの時点での条例案提案となったのか。

2点目、タイトルの読み方についてですが、区切り方で意味が変わってくるので伺います。さいたま、市庁舎整備基金か、さいたま市、庁舎整備基金か、はたまたさいたま市、市庁舎整備基金の脱字ではないのかについて伺います。よろしく願いいたします。(拍手起こる)

◎小林敏政策局長 議案第51号「さいたま市庁舎整備基金条例の制定について」の質疑にお答えいたします。

まず、基金設置の時期でございますが、3市の合併から8年目を迎え、政令指定都市移行や岩槻市合併による環境の変化を経て、さいたま市としての都市の形が整ってきたこと、また平成14年度に立ち上げた庁内検討会議における調査検討が一段落したことなどから、合併協定書に基づき、市民参加によるさいたま市庁舎整備検討委員会を、昨年11月に開催したところでありまして、庁舎整備に必要な財源を積み立てるため、今回さいたま市庁舎整備基金条例の議案をお願いしたところでございます。

次に、庁舎整備基金条例の表現といいますか、名称につきましては、本庁舎及び区役所庁舎を条例の対象としていることから、市庁舎ではなく、庁舎としたものでございます。

なお、さいたま市庁舎管理規則におきましても、庁舎には本庁舎だけでなく、区役所等を含むものとしているところでございます。